

「舞鶴市まいづる産品生産強化等支援事業補助金」事業者募集要項

舞鶴市（以下「市」という。）では、ふるさと納税の寄附受入額の拡大及び地域経済の活性化を図るため、ふるさと納税の仕組みを活用したクラウドファンディング（以下「CF」という。）による資金調達を実施し、事業者の生産強化等の取組を支援するにあたり、下記のとおり事業者を募集します。

1. 募集に係る事項

（1）概要

市は、まいづる産品（市内に事業所を有する法人又は個人が本市の区域内において生産した物品その他これに類するものであって、特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等(平成31年総務省告示第179号)第5条に規定する基準を満たすものをいう。）の生産強化のために設備投資等を行う事業者に対して、補助金による支援を実施します。

事業者から公募により事業提案を募集し、その市場性や訴求力、収益性等について審査を行い、認定された事業について、市がCFにより寄附を募集します。

寄附の募集期間内に寄附の目標金額（補助対象経費の1.25倍）を達成した場合、舞鶴市まいづる産品生産強化等支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、市は事業者に補助金を交付します。（ただし、寄附目標金額を達成できない場合であっても市との協議により補助金を交付する場合があります。）

（2）応募の資格

市内に事業所を有する法人又は個人であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- ①生産した産品を市のふるさと納税の返礼品として登録する意思を有していること。
- ②当該補助金の交付の決定を受けた日から5年以上継続してまいづる産品の生産を行う意思を有していること。
- ③市税を滞納していないこと。

（3）補助金額

交付する補助金はCFにより資金調達し、寄附額の5分の2(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を交付します。ただし、1事業あたりの補助金の上限額は200万円とし、補助対象経費の範囲内で補助金を交付します。補助金額を超えた金額は事業者負担となりますのでご注意ください。

（4）補助対象事業等

【補助対象事業】

まいづる産品の生産強化に必要な設備投資等に関するもの

【補助対象経費】

- ・工場、作業場等の建物取得に係る建設費
- ・建物付帯設備の整備又は取得に要する経費
- ・まいづる産品の生産に要する構築物の取得及び機械装置等の取得に係る経費
- ・建物賃貸による増改築費
- ・備品購入費（まいづる産品の生産に要するものに限る）
- ・委託費（まいづる産品の生産に要するものに限る）
- ・外部評価費（まいづる産品の生産に要するものに限る）
- ・その他まいづる産品の生産に必要と認める経費

【補助対象外経費】

公租公課、官公署に支払う手数料等、飲食費、遊興費、土地の購入費及び造成費、その他社会通念上不適切と認められる費用

2. スケジュール

- ・応募書類提出期限 令和7年7月18日（金）17時まで
- ・応募内容の審査 舞鶴市公募型補助金等交付対象者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者による説明及び提出書類の内容を基に審査します。
※開催日は別途応募者に案内します。
- ・事業認定通知 選定委員会開催後1週間以内に審査結果を通知します。
- ・CF開始 事業認定以降、必要なデータ入稿後（CF実施期間は市と調整）
- ・補助金交付申請 目標額を達成した日又はCFが終了した日のいずれかの日から30日以内
- ・補助金交付決定 交付申請後14日以内
- ・事業開始 補助金交付決定後
※ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、交付決定前着手届を提出したうえで、事業に着手することも可能です。

3. 提出書類及び提出方法

（1）提出書類について

事業の応募にあたっては、次の書類を提出してください。

- ア 舞鶴市まいつる産品生産強化等支援事業補助金事業認定申請書(様式第1号)
- イ 事業計画書(様式第2号)
- ウ 収支予算書(様式第3号)
- エ 過去3年分の決算書又は確定申告書の写し
- オ 登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- カ 個人事業の開業・廃業等届出書の写し(個人の場合に限る。)
- キ 市税の納税証明書
- ク その他市長が必要と認める書類

（2）提出方法について

上記提出書類ア～ウについては各4部、エ～キについては各1部を郵送又は持参により、下記までご提出ください。

【提出先】

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地
舞鶴市役所 産業振興部 ふるさと応援課 ふるさと応援寄附金担当

4. 審査方法及び審査基準

（1）審査方針について

審査は、選定委員会が行います。審査にあたっては、次の審査基準に基づいて事業計画等の内容を審査、選定し、認定事業者を決定します。

ただし、審査結果が一定の基準に満たない場合は、認定しないことがあります。

（2）審査方法について

下記の審査基準に基づき、応募者の説明及び提出書類の内容を基に審査を実施し、基準点を超えた事業者から認定します。

(3) 審査項目及び審査基準について

審査項目	審査内容	配点
応募者について	・実施体制	5点
提案内容について (ふるさと納税返礼品としての可能性)	・市場性、成長の可能性 ・優位性、実現性 ・経済波及効果	60点
CFプロジェクトの魅力について	・訴求力	20点
資金・収支計画について	・収益性 ・資金計画	10点
実績について	・ふるさと納税返礼品としての実績	5点
合計		100点

※採点者の平均点が65点以上で認定候補者とします。

5. 審査結果

審査結果については、応募いただいたすべての応募者へ通知します。

6. 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格となります。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ウ 提出書類の内容に関して補足説明を求めたにもかかわらず、補足説明しなかった場合
- エ 当該募集要項に記載する事項に違反した場合

7. その他

- ・事業実施期間は、令和8年2月27日（金）までとします。
- ・当該補助金交付要綱に基づき、補助金は、事業完了後に提出いただく事業報告書等の内容を市が審査し、補助金の額を確定させた後に支払います。
- ・CFの結果、寄附金額が目標金額を超えた場合でも、他の事業の認定状況等に応じて補助額（寄附金額×5分の2）が補助対象経費の満額になるまでCFを継続する場合があります。